

南伊勢町建築物耐震改修促進計画

(第二次計画)

令和3年4月

南 伊 勢 町

<u>第1章 はじめに</u>	
1	計画策定の背景 1
2	計画の位置づけ 2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1	計画の目的等 3
	(1) 計画の目的 3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物 3
2	想定される地震と被害の状況 7
	(1) 南伊勢町における大規模地震発生の緊迫性 8
	(2) 想定される地震 8
	(3) 南伊勢町において想定される建物被害 9
3	耐震化の現状 11
	(1) 住宅の耐震化の状況 11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況 12
<u>第3章 計画の方針</u>	
1	計画の基本方針 13
2	基本的な取組方針 13
	(1) 建物所有者の主体的な取組 13
	(2) 町の支援 13
	(3) 関係者との連携 13
3	計画の目標 14
	(1) 住宅の耐震化の目標 14
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標 15
4	施策の体系 16
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>	
1	住宅の耐震化 17
	(1) 木造住宅の耐震化の支援 17
	(2) 住宅の耐震化の促進 18
	(3) 計画的な耐震化の推進 20
2	建築物の耐震化 20
	(1) 建築物の耐震化の支援 20
	(2) 建築物の耐震化の促進 20
3	まちの安全 20
	(1) 耐震化の促進のための普及啓発 20
4	その他建築物の地震に対する安全対策 21

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。町も南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、大規模な地震の危険性が高い地域といえます。

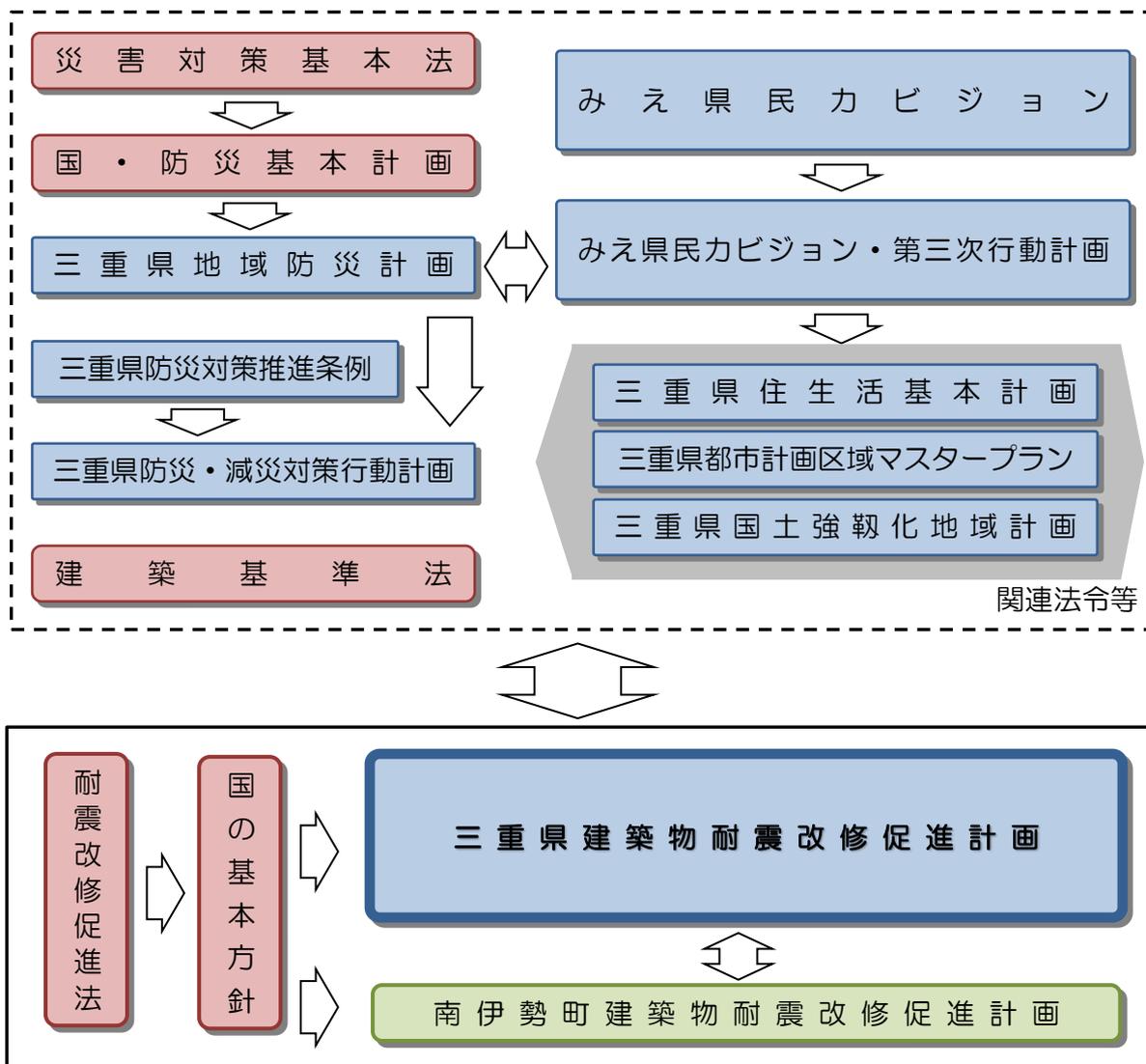
自然災害である大規模地震は、その発生を阻止することはできません。しかし、大規模地震から生命や財産を守るための施策を講じ、実施していくことで、その被害を最小限に抑えることは可能です。大規模地震の人的被害・建築物等の経済的被害については、住宅や建築物が壊れることにより被害が大きくなるのが、これまでの地震の経験からわかっています。そのため、住宅や建築物の耐震化を進め、壊れにくくすることが、多くの生命や財産を守るために有効かつ効率的な方法であるといえます。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだ山積みとなっています。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、町では「三重県建築物耐震改修促進計画」で定められた内容を踏まえ、平成21年3月に策定した「南伊勢町建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を住宅や建築物の耐震化をこれまで以上に促進し、町民のみなさんの生命や財産を守ることを目的として、実情に応じた計画見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」「南伊勢町地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、南伊勢町における建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。



【図 1-1】南伊勢町耐震促進計画の位置づけ

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、南伊勢町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び、特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条)及び要安全確認計画記載建築物(同法第7条)をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物(同法附則第3条)も含まれます(表2-1)

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】特定の建設物の一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)		
		(イ) 要緊急安全確認大規模建築物	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物	
(1) 多数の者が利用する用途	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上	階数2以上かつ床面積 1,500 m ² 以上	
		階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	
		階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	
		階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
			階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
			階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
			階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
			階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
			階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
			階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上		階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	
	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上		階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	
	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上		階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	
	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上		
	階数1以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上		
	(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)	
	(3) 避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	
	(4) 防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覽業(耐震改修促進法施行令第7条)

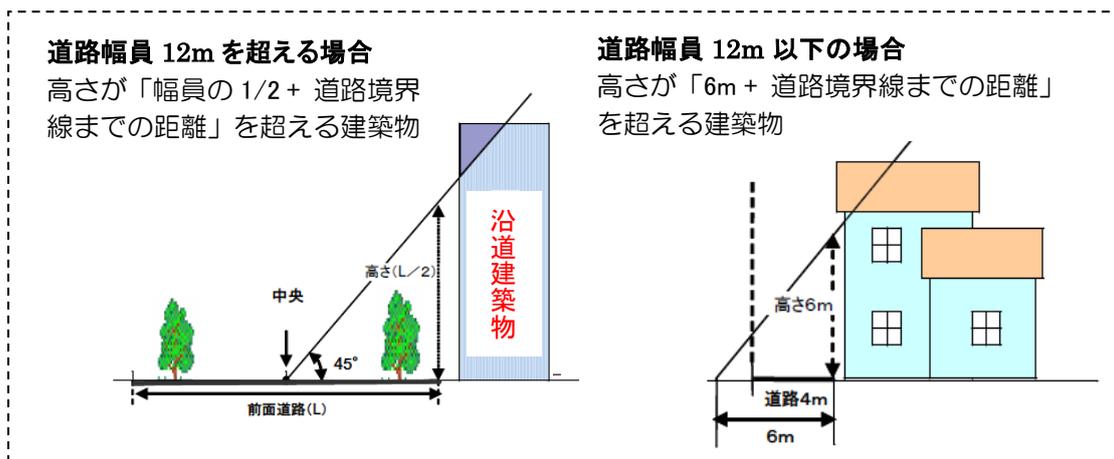
用途	政令第7条第2項	危険物の種類	数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第五号	マッチ	300マッチトン	
第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第八号	液化ガス	2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	200トン	

- 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

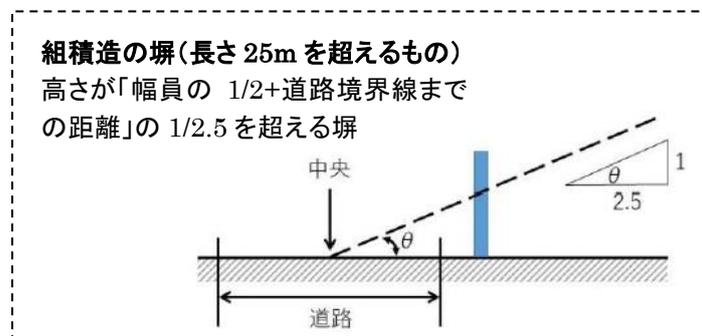
- 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 南伊勢町における大規模地震発生の緊迫性

町を含む三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和3年1月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%～80%としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の巨大地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

(3) 南伊勢町において想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・タ 18 時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測されています。なお、南伊勢町では、全体で約 5,500 棟の建物被害が予想され、揺れに伴い約 1,600 棟が全壊し、津波により約 3,600 棟が流出すると予測しています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測されています。なお、南伊勢町では、全体で 90 棟の建物被害が予想され、液状化により約 60 棟、急傾斜地等で約 30 棟が全壊すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測されています。なお、南伊勢町では、全体で約 200 棟の建物被害が予測され、そのうち揺れに伴い約 20 棟が全壊すると予測しています。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 4,700 棟が全壊すると予測されています。なお、南伊勢町では、全体で約 40 棟の建物被害が予測され、液状化により約 30 棟、急傾斜地等で約 10 棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-3】 過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数 (単位: 棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	南伊勢町
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800	約 1,600
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300	約 200
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100	約 3,600
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200	約 100
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40	約 20
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000	約 5,500

【表 2-4】養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	南伊勢町
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10	約 60
津波							
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—	約 30
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10	約 90

【表 2-5】布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	南伊勢町
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—	約 20
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100	約 200
津波							
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40	約 70
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200	約 200

【表 2-6】頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	南伊勢町
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10	約 30
津波							
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—	約 10
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10	約 40

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」といいます。）によると、平成 30 年度末の町内の住宅総数は 5,330 戸であり、そのうち耐震性のある住宅は 4,046 戸となります。これを基に算出した「住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は 75.9%となります。

一方、耐震性のない住宅は 1,284 戸（24.1%）と推計されています。

また、同統計調査を基に令和 2 年度末時点を推計すると、住宅総数 5,276 戸の内、耐震性のある住宅は 4,069 戸（77.1%）、耐震性がない住宅は 1,207 戸（22.9%）となります。

【表 2-7】南伊勢町における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

南伊勢町における住宅戸数			H25 年度末	H30 年度末	R2 年度末(推定)
住宅総数			5,620	5,330	5,276
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)			3,726 (66.3%)	4,046 (75.9%)	4,069 (77.1%)
昭和 56 年以降建築①			2,990	3,440	3,466
昭和 55 年 以前建築	耐震性 あり	木造住宅 ^(※1)	636	538	536
		木造以外の住宅 ^(※2)	100	68	67
		計②	736	606	603
	耐震性 なし	木造住宅 ^(※1)	1,862	1,250	1,174
		木造以外の住宅 ^(※2)	32	34	33
		計	1,894 (33.7%)	1,284 (24.1%)	1,207 (22.9%)

この表の値は、統計調査の結果から県において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 30 年度末時点で 1,788 戸となっています。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

町内の多数の者が利用する建築物は令和2年度末時点で29棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が19棟、旧耐震基準で建築された建築物は10棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は34.5%となっています

また、南伊勢町における多数の者が利用する建築物の耐震化率^(※)は、100%となっています。

【表 2-8】南伊勢町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度		建築物 総数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数	耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし (未診断含む)		
		a=b+c+d	b	c	d	e=b+c	f=e/a
R2	県有建築物	3	1	2	0	3	100.0 %
	市町建築物	18	10	8	0	18	100.0 %
	民間建築物	8	8	0	0	8	100.0 %
	合計	29	19	10	0	29	100.0 %

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）における10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全壊棟数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年までにおおむね解消としています。

その基本的な方針及び第一次計画における目標を踏まえ、本計画では、新たに耐震診断義務付け建築物に対する目標を加えて、令和7年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、の支援を行うものとします。

また町は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から国・県と協調して財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

① 住宅の耐震化の現状と課題

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、国は全国の住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、平成 32 年までに 95%とする目標を設定していましたが、平成 30 年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は約 87%でした。耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は、耐震化率 95%の目標を令和 2 年から令和 7 年に 5 年間スライドさせる見込みです。

一方、南伊勢町における住宅の耐震化率についても、平成 30 年度末推計値で 75.9%となっており、国の掲げる目標である令和 2 年における耐震化率 95%の達成は困難な状況となっています。

② 新たな耐震化の目標

平成 30 年統計調査をもとに、昭和 55 年以前建築の住宅戸数を推計すると、令和 2 年度末時点で、1,810 戸あり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は 1,207 戸で、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は 66.7%と推計されます。

令和 7 年度末に「耐震性のない住宅戸数」を 1,017 戸、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成 25 年度比）」を 63.2%となるように取り組みます。既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、令和 7 年度末時点を推計すると、住宅総数は 5,141 戸、耐震性のある住宅は 4,124 戸、耐震化率は 80.2%となります。

【表 3-1】南伊勢町における住宅の耐震化の目標

南伊勢町における住宅戸数		H30 年度末	R2 年度末(推定)	R7 年度末(目標)	
住宅総数		5,330	5,276	5,141	
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		4,046 (75.9%)	4,069 (77.1%)	4,124 (80.2%)	
昭和 56 年以降建築①		3,440	3,466	3,531	
昭和 55 年 以前建築	耐震性 あり	木造住宅 ^(※1)	538	536	530
		木造以外の住宅 ^(※2)	68	67	64
		計②	606	603	593
	耐震性 なし	木造住宅 ^(※1)	1,250	1,174	985
		木造以外の住宅 ^(※2)	34	33	31
		計	1,284 (24.1%)	1,207 (22.9%)	1,017 (19.8%)

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び各市町が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化について、令和2年度末時点で耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めるとともに、管理者に適切な維持管理の徹底を促していきます。

【表 3-2】 南伊勢町における多数の者が利用する建築物の耐震化について

		建築物 総数	昭和56年5月以前		昭和56年6 月以降 建築物数	耐震性あり 建築物数	耐震化率 (%)		
			耐震性なし 建築物数	耐震性あり 建築物数					
A	I	県有	3	0	2	1	3	100.0%	
		町有	11	0	4	7	11	100.0%	
		民間	4	0	0	4	4	100.0%	
	II	県有	0	0	0	0	0	—	
		町有	0	0	0	0	0	—	
		民間	0	0	0	0	0	—	
B	I	県有	0	0	0	0	0	—	
		町有	5	0	4	1	5	100.0%	
		民間	1	0	0	1	1	100.0%	
	II	県有	0	0	0	0	0	—	
		町有	0	0	0	0	0	—	
		民間	0	0	0	0	0	—	
C	I	賃貸住宅 等	県有	0	0	0	0	—	
			町有	0	0	0	0	—	
			民間	1	0	0	1	1	100.0%
		上記以外	県有	0	0	0	0	0	—
			町有	0	0	0	0	0	—
			民間	0	0	0	0	0	—
	II	県有	0	0	0	0	0	—	
		町有	2	0	0	2	2	100.0%	
		民間	2	0	0	2	2	100.0%	
合計	県有	3	0	2	1	3	100.0%		
	町有	18	0	8	10	18	100.0%		
	民間	8	0	0	8	8	100.0%		
	合計	29	0	10	19	29	100.0%		

【表 3-3】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）		I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）		体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舎・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I、II 以外の建築物（付属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします

4 施策の体系

- 住宅の耐震化 木造住宅の耐震化の支援
 - ・ 住宅の耐震化の促進
 - ・ 計画的な耐震化の推進
- 建築物の耐震化 建築物の耐震化の支援
 - ・ 建築物の耐震化の促進
- まちの安全 耐震化の促進のための普及啓発
- その他建築物の地震に対する安全対策

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

■ 待ったなし！耐震化プロジェクト

(平成 28 年3月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。 ・国 1/2、県 1/4、町 1/4 (申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・県 1/3、町 1/3 (補助上限額 18 万円)	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 次の①と②を加算した額(最高 100 万円かつ工事費用まで) ① 国 工事費の 2/5 の額 (補助上限額 50 万円) ② 県 1/3、町 1/3 (補助上限額 50 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・県 1/3 (補助上限額 20 万円)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅除却事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 (基幹事業) ・国 1/2、県・町 1/2 (補助上限額 83 万 8 千円) (効果促進事業) ・国 1/3、町 1/3 (補助上限額 60 万)	・階数が 3 以下の木造住宅 ・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・町が空き家と判断した住宅	町長が認める防災上必要な地域(※1)

※1 住宅の戸数が 1ha 当たり 10 戸以上の建て込んだ区域または、指定された避難路(指定込みも含む)沿いとする。

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

町役場において、住宅・建築物の耐震化についての相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、県や関係団体と連携し実施していきます。

③ 町広報等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報にて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

また、町の媒体だけでなく、県ホームページ「e-すまい三重」でも耐震に関する情報提供サイト「住まい安全安心21」にて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35912031377.htm>)

④ 防災教育を通じた啓発

学校における防災教育の場を通じ、生徒や参観していただいた保護者等に、住宅耐震化の必要性の認識を深めていただくとともに、子どもから親や祖父母等に「防災の重要性」が伝えられることによる家庭での耐震化意識の共有促進に取り組みます。

⑤ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、町民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、自治会や地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織においては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合があることから、現在県や専門家と協働し、自治会での住宅耐震説明会等を実施することで、地元組織の取組に対して支援を行っています。

⑥ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和56年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成12年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

このような経緯の中、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建築された木造住宅については、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成26年12月17日）（例えば、「現在の法令に基づく構造規定と照らし合わせると耐力壁量は満足しているものの、耐力壁がバランスよく配置されていない、また、仕口金物が不十分であること等により、耐震性が劣る木造住宅が存在する」等。）や、旧建設省の調査結果（平成7年8月）（「阪神・淡路大震災では、「昭和56年以前」の建物に被害が集中した」等。）が報告されています。

これらの報告を踏まえつつ、木造住宅は非木造住宅に比べ経年劣化がおりやすい建物であり、維持管理によっては腐食が進む等耐震性が低下することから、建築時に新耐震基準に適合している「新耐震基準木造住宅」であっても、その耐震性の確保と維持管理は建物所有者が主体的に取り組んでいただく必要があることを、啓発していきます。

また、「新耐震基準木造住宅」への耐震化支援補助対象の拡大については、検討を進めます。

(3) 計画的な耐震化の推進

① 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。

今後も、町民のみなさんが安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう、事業者等に対する講習会等の継続を支援することで木造住宅耐震診断員登録者数の増加につなげていきます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

県では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、各部局の補助制度により、建築物の耐震化の支援を行っています。

また、町につきましても県と連携し、建築物の耐震化の支援を行っています。

(2) 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、相談窓口を設置し、所有者等からの相談に県とともに対応し、支援制度についての情報提供を行っています。

① 県及び町有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

町有建築物のうち、町の耐震改修促進計画において示される、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の状況については、県と連携し公表を行っています。

3 まちの安全

(1) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じていただくよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの作成

県では、いつ発生してもおかしくない東海地震、今世紀前半の発生が懸念されている南海トラフ地震等の大地震、近年多発する台風や集中豪雨による風水害など、さまざま

な自然災害等に県民の方々に備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を改訂し、「わが家の防災メモ・わが家の災害リスク」を新たに作成しました。

『三重県防災ガイドブック』は、「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民の方々に地震・風水害の知識を持っていただくこと、地震・風水害への備えをしていただくこと、地震・風水害が発生した際に適切な行動をとっていただくことに役立てていただく内容としています。

このガイドブックを用いて、家族防災会議を開いたり、地域での学習会などに活用したりしていただいたり、あるいは家族の防災マップを作成していただくよう普及に努めます。

『わが家の防災メモ・わが家の災害リスク』は、家族・親戚・知人の連絡先や避難場所など、緊急時に必要な情報をあらかじめ記入しておく『わが家の防災メモ』と、地震や大雨の際に、自宅にどのようなリスクがあるのかを整理しておくための『わが家の災害リスク』を1枚のシートにまとめています。

このシートを用いて、各家庭において、災害に備えるための情報を家族全員で調べて共有していただくとともに、居間、玄関等平時に目にするところへ貼付していただき、緊急時に活用していただくよう普及に努めます。

③ インターネットを活用した情報提供

県では、ホームページ「e-すまい三重」(<http://www.pref.mie.lg.jp/jutaku/hp/>)を活用し、その中の「三重県の建築物・宅地防災のホームページによるこそ」において、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行うとともに、耐震診断・耐震改修以外の総合的な建築物の安全対策についての情報提供を行っています。

また、町では、パンフレット等の配布により耐震診断・耐震改修についての情報提供を行っています。

④ 重点的に耐震化を促進する地域

南伊勢町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。したがって、町内全域で耐震化を促進していきます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第17条第2項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、町では、ブロック塀等の除去の支援を行っていきます。

■ブロック塀等の除去の支援

事業名	概要	対象建築物	主な要件
ブロック塀等 除去事業	迅速な避難行動を確保するため、道路に面するブロック塀等を除去する場合に補助する。 町 1/2 (補助上限額 10 万円)	道路等に面する ブロック塀等 (高さ 60 cm以下 のものは除く。)	町内に存し、道路等に 面するブロック塀等

② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第 17 条第 1 項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下、「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

また、同条例第 44 条において、「県は、町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、町では県や関係団体と協力し、広告塔等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行っていきます。

④ エレベーターの安全確保の実施

建築基準法に基づき、平成 21 年 9 月 28 日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていない

ため、既設エレベーターへの安全装置の設置を促進するとともに、これらの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう、町では県や関係団体と協力し、制度の普及啓発を行っていきます。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により町民のみなさんに普及啓発を行っていきます。

